

古河市水防計画

平成 30 年 3 月

古河市水防計画 目次

第 1	総則	1
第 2	水防体制	1
第 3	監視、警戒及び重要水防区域	3
第 4	水防警報	3
第 5	水防情報の収集	8
第 6	観測通報	8
第 7	通信連絡	8
第 8	樋管の管理及び操作	9
第 9	協力応援	10
第 10	器具、資材、設備の整備	11
第 11	決壊時の処置	13
第 12	公用負担等	13
第 13	避難計画	15
第 14	水防解除	15
第 15	水防報告	15
第 16	その他	16

古河市水防計画

第1 総則

1 目的

水防法（昭和24年6月4日法律第193号。以下「法」という。）第33条の規定及び茨城県水防計画に基づき、古河市の管内河川の洪水等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

2 水防管理団体としての責任（法第3条）

法第4条の規定に基づき茨城県知事から水防管理団体として指定（平成18年茨城県告示第412号）された古河市は、水防計画を定め、それに基づき管轄区域内の水災の被害を防御するため、諸般の準備、対策を検討して水防の責任を十分に果たさなければならない。

3 居住者等の義務（法第24条）

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。また、要請を受けた者は、進んで協力援助をしなければならない。

第2 水防体制

1 活動基準

本市域において、水戸気象台から水防に関する警報等の発表があったとき、法第16条（水防警報）の通知があったとき又は氾濫注意水位に達したとき等で水防活動の必要があると認めたとき、水防活動を実施する。

2 初動対応及び職員動員

古河市地域防災計画 地震・風水害等対策編 第3章 地震・風水害等応急対策計画第1節初動対応のとおりとする。

3 災害対策本部の設置・運営

古河市地域防災計画 地震・風水害等対策編第3章 地震・風水害等応急対策計画第2節災害対策本部の設置・運営のとおりとする。

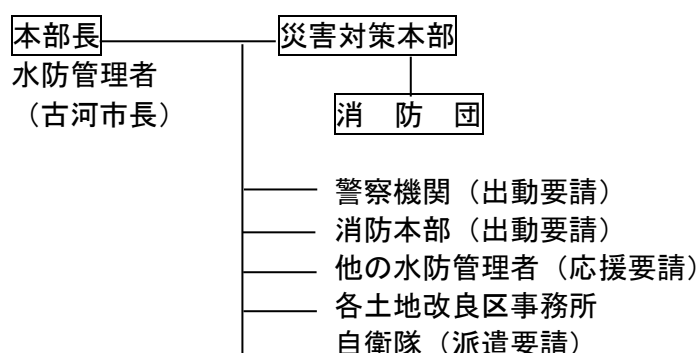
4 消防団活動

風水害等の災害が発生し、又は発生が予想される場合、古河市消防団の設置等に関する条例（平成17年条例第173号）、古河市消防団の組織等に関する規則（平成17年規則第179号）及び古河市消防団の運営に関する規程（平成17年9月12日訓令第68号）に基づき、消防団は災害防止活動を実施する。

5 水防組織

洪水予報又は水防警報等水防情報に関する通知を受け、本部長（古河市長）が水防上必要と認めた場合は、洪水の危険が解消するまでの間、災害対策本部を設置し、防災事務を処理する。

(1) 水防組織図



6 水防配備及び出動

(1) 消防団員の出動

ア 出動準備

出動準備の指令が発せられたときは、消防団員の出動体制に基づき、消防団員を招集し、出動準備、水防資機材の確認等を行う。

イ 出動

出動指令が発せられたときは、消防団長は、直ちに消防団員の出動体制に基づき、水位、雨量の観測及び堤防の警戒巡視等水防活動を行い、異常を発見したときは、直ちに災害対策本部又は関係機関に報告するとともに、必要な措置を講ずる。

第1出動体制	氾濫注意水位を超え、なお増水しつつある場合 所要の消防団員は、出動又は出動準備に入る。
第2出動体制	避難判断水位を超え、なお増水しつつある場合 所要の消防団員により監視警戒及び水防活動を実施する。
第3出動体制	本部長が水防上必要と認めた場合（水防法第17条） 消防団員の全員を動員して水防活動を実施する。

7 水防活動（法第21条）

(1) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、消防団長又は消防団員は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、立入りの禁止若しくは制限をし、又はその区域からの退去を命じることができる。

第3 監視、警戒及び重要水防区域

1 監視警戒

(1) 常時監視（法第9条）

水防管理者は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常警戒

水防管理者は、第2出動体制に切り替えたときから水防区域の監視、及び警戒を掲げる項目に注意し、異常を発見した場合は直ちに利根川上流河川事務所長及び境工事事務所長に報告するとともに、水防作業を開始しなければならない。

ア 堤防裏法の漏水等による亀裂及び欠け崩れ

イ 堤防表法で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

ウ 堤防天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水

オ 樋門せきの両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁、その他の構造物と堤防との取り合わせ部分の異常

2 重要水防区域及び箇所

重要水防区域及び箇所については、利根川上流洪水対策計画書に定められた直轄河川重要水防箇所一覧表、茨城県水防計画の重要水防箇所一覧表のうち古河市管轄内の該当箇所及び栃木県知事河第268号通知をもって古河市重要水防区域とする。

(1) 利根川上流洪水対策計画書に定められた直轄河川重要水防箇所

利根川、渡良瀬川

(2) 茨城県水防計画の重要水防箇所

飯沼川、東仁連川、西仁連川、宮戸川、女沼川、向堀川

(3) 栃木県知事河第268号通知による重要水防箇所

思川

第4 水防警報

国土交通大臣、河川管理者である茨城県知事又は栃木県知事は、洪水又は災害が起きるおそれがあるときは、水防法第16条の定めにより水防警報を発表し水防の必要がある旨を警告する。なお、国土交通大臣及び栃木県知事が水防警報を行う指定河川は以下のとおりであり、国土交通大臣が発表する水防警報は茨城県が受報し、古河市へ通報する。

1 国土交通大臣が行う水防警報（法第16条）

(1) 水防警報区及び発表者

水系	河川名	水防警報区	発表者
利根川	利根川	自 群馬県伊勢崎市大字紫町字小泉 1555 番地先	利根川上流河川 事務所長
		至 茨城県取手市新町一丁目乙 1538 番 2 地先	
	渡良瀬川	自 栃木県栃木市藤岡町藤岡字山合 5879 番 3 地先 東武鉄道橋上流端	
		至 利根川合流点	
	思川	自 小山市大字乙女字寒沢 1119 番地 1	
		至 渡良瀬川合流点	

(2) 水防警報の基準水位観測所の所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位（警戒水位）及び氾濫危険水位（危険水位）は次のとおりである。

河川名	水位標所在地	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	氾濫危険水位 (危険水位)	計画高水位
利根川	埼玉県久喜市 (栗橋)	2.70m	5.00m	8.10m	8.90m	9.90m
渡良瀬川	古河市 桜町 (古河)	2.70m	4.70m	8.90m	9.70m	9.72m
思川	小山市 (乙女)	3.00m	5.50m	7.70m	8.70m	8.74m

・水防団待機水位（指定水位）

水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が水防活動に入る準備を行うための水位。

・氾濫注意水位（警戒水位）

水防法の「水防警報対象河川」の主要な水位観測所に定められている水位。同法で定める各水防管理団体が、水害の発生に備えて出動し、又は出動の準備に入る水位。

・避難判断水位（特別警戒水位）

「洪水警報、水位情報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「避難勧告の発令を判断する水位」で、洪水予警報の発表において用いられる。

・氾濫危険水位（危険水位）

「洪水予報対象河川」の主要な水位観測所に設定される「氾濫のおそれが生じる水位」で、洪水予警報の発表において用いられる。

- ・計画高水位

堤防の設計、整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量をダムなどの流量調節施設と組みあわせて各地点の計画流量を決定し、それに対する水位として決定したもの。河川の計画上の水位なので、堤防が完成していなければ、この水位より低い水位で氾濫などが発生する可能性がある。

2 水防警報の種類、内容及び発表基準等

(1) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待機	<p>1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの</p> <p>2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの</p>	<p>気象予報及び河川状況により必要と認めるとき</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの</p>	<p>洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの</p>	<p>洪水警報等により、又既に氾濫注意水位を越え災害の起こるおそれがあるとき</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解除した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報解除する旨を通知するもの</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、又は氾濫注意水位以上であつても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</p>

(2) 待機の時期

状 況	当該区域
地域的集中豪雨があったとき	上流部
出水初期において出水現象が休日あるいは夜間に急激に起こることが予想されたとき、当該水系の上流部において非常に大きな出水となったとき	上流部、中流部
当該水系脳部において非常に大きな出水となったとき	中流部、下流部
滞水時間が長く続いているような場合水防活動を止めることは出来ないが、出動人員を減らしても差支えないと認められたとき	下流部
降雨状況から水位の再上昇が予想されるときに、当該基準観測所の水位が氾濫注意水位程度であって下降しはじめたとき	上流、中流、下流部
その他の事由により必要と認められたとき	上流、中流、下流部

(3) 指示の時期

指示についてはその基準となるものは定め難いが次表を考慮し指示区域内の危険度及びに現地状況等を勘案して行う。

指示内容	状 況	水防工法
越 水	洪水警報によって予想された水位、あるいは上流部の水位より推定して越える水のおそれがあるとき	「積土のう 蛇籠積」等
決 壊	洪水時に既に発表された予報や警報、あるいは洪水規模から堤防の波かけや護岸の決壊が想定されるとき	「木流し及び竹流し、表むしろ張」 水衝部には、「川倉、聖牛」
漏 水	洪水の大きさ及び滞水時間等を、洪水予報あるいは上流側の水位から推定して漏水のおそれがあるとき	「月の輪、釜段工」 「表むしろ張」等
亀 裂	築堤施工直後の新堤あるいは基礎地盤の不良な堤防、又は洪水の滞水時間が長時間にわたる場合等の理由により亀裂の生ずるおそれがあるとき	「折返」「控取」 「つなぎ縫」 「五徳縫」等
法崩れ	洪水規模が大きく、かつ滞水時間が長時間にわたるとき、あるいは豪雨等により堤防が湿潤状態になることが予報、警報又は河川状況により推定されるとき	「杭打積土のう」 「土のう羽口」 「五徳縫」等
その他	水位の上昇下降最高水位の大きさ及びその時刻、滞水時間等の実況を示すとき	

3 水防警報の通報責任者、受報責任者

(1) 基本系

水系名	河川名	基準水位観測所名	通報責任者	受報責任者
利根川	利根川	栗橋	利根川上流河川事務所 防災対策課長	茨城県河川課長
	渡良瀬川	古河	〃	〃

水系名	河川名	基準水位 観測所名	通報責任者	受報責任者
利根川	思川	乙女	利根川上流河川事務所 防災対策課長	茨城県河川課長

(2) 協力系

水系名	河川名	基準水位 観測所名	通報責任者	受報責任者
利根川	利根川	栗橋	利根川上流河川事務所 古河出張所長	境工事事務所長
	渡良瀬川	古河	〃	〃
	思川	乙女	〃	〃

第5 水防情報の収集

古河市地域防災計画 地震・風水害等対策編 第3章 地震・風水害等応急対策計画 第3節 災害情報の収集・伝達のとおりとする。

第6 観測通報

1 雨量の観測通報

(1) 対策本部事務局は、県が水防情報テレメーターシステムにより収集した雨量の状況を把握する。

2 水位の通報（法第12条）

(1) 対策本部事務局は、国土交通省「川の防災情報」のホームページ等を利用して国土交通省が所管する雨量・水位情報及び県が水防情報テレメーターシステムにより収集した水位の状況を把握する。

(2) 利根川、渡良瀬川、思川の水位標の位置、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位は、第4水防警報1(2)のとおりとする。

第7 通信連絡

1 通信連絡施設等の整備強化（法第27条）

水防管理者は、水防時において情報及び連絡が迅速かつ確実に行われるよう通信連絡施設等の整備強化に努める。

また、無線、有線等連絡施設を有しない資材備蓄場、水防作業現場等で近距離のものについては、連絡用自動車等、伝令等をもって迅速に行う。

2 通信施設

- (1) 公衆加入電話
- (2) 市役所等電話
- (3) 防災行政無線施設

3 水防信号

水防に用いる信号は、茨城県水防信号等に関する規則（昭和25年茨城県規則第49号）に基づき次のとおりとする。

- (1) 第1信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 消防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

区分	警 鐘 信 号	サイレン信号（余韻防止付）															
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止 ●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">約15秒</td> <td style="text-align: center;">約15秒</td> <td style="text-align: center;">約15秒</td> <td style="text-align: center;">約15秒</td> <td style="text-align: center;">約15秒</td> </tr> </table>	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	約15秒	約15秒	約15秒	約15秒	約15秒
約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒													
□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □													
約15秒	約15秒	約15秒	約15秒	約15秒													
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">約6秒</td> <td style="text-align: center;">約6秒</td> <td style="text-align: center;">約6秒</td> <td style="text-align: center;">約6秒</td> <td style="text-align: center;">約6秒</td> </tr> </table>	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	約6秒	約6秒	約6秒	約6秒	約6秒
約5秒	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒													
□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □													
約6秒	約6秒	約6秒	約6秒	約6秒													
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—●	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">約10秒</td> <td style="text-align: center;">約10秒</td> <td style="text-align: center;">約10秒</td> <td style="text-align: center;">約10秒</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> </tr> </table>	約10秒	約10秒	約10秒	約10秒	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	約5秒	約5秒	約5秒	約5秒			
約10秒	約10秒	約10秒	約10秒														
□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □														
約5秒	約5秒	約5秒	約5秒														
第4信号	乱 打	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">約1分</td> <td style="text-align: center;">約1分</td> <td style="text-align: center;">約1分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> <td style="text-align: center;">□ 休止 □</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> <td style="text-align: center;">約5秒</td> </tr> </table>	約1分	約1分	約1分	□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □	約5秒	約5秒	約5秒						
約1分	約1分	約1分															
□ 休止 □	□ 休止 □	□ 休止 □															
約5秒	約5秒	約5秒															

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第8 樋管等の管理及び操作

1 樋管の所在地及び管理区分

- (1) 水防上の主要な樋管の名称、場所及び管理並びに操作区分については別に定める。
- (2) 管理担当者は、平素はもとより、特に気象状況の通知を受けたときは直ちに工作物の点検を行い出水時の操作に支障のないようにしておく。

2 樋管等の操作

- (1) 樋管管理担当者は操作規程に基づき、次により樋管の開閉を行う。また、開閉を行ったときは、直ちに水防管理者に報告する。

なお、報告を受けた水防管理者は、その都度、利根川上流工事事務所長及び境工事事務所長に報告する。

ア 門扉の閉鎖

河川の水位が上昇し、樋管内に逆流の恐れがあると認めたとき、又は特に必要

と認めたとき。

イ 門扉の開放

河川の水位が下降し、樋管内に逆流の恐れがないと認めたとき、又は特に必要と認めたとき。

3 国土交通省から管理委託されていない樋管の操作については、その都度、境工事務所に連絡する。

第9 協力応援

1 水防管理団体相互の協力応援

- (1) 水防管理者は、法第23条第1項の規定に基づき、管理団体相互の応援を行う。
- (2) 相互応援活動の際は、水防資器材等についても努めて供用の便を図る。
- (3) 応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の指揮の下に行動する。

2 体制強化

- (1) 水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、法第22条の規定により、警察官の援助を要請することができる。
- (2) 水防管理者は、水防上特に著しく危険が切迫し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には県知事に対し、自衛隊の出動を要請する。
(災害対策基本法第68条の2)

古河市地域防災計画 地震・風水害等対策編 第3章 地震・風水害等応急対策計画 第4節 応援・派遣第1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保のとおりとする。

部隊等の長 (所在地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
要請先	施設学校長 (勝田駐屯地) ひたちなか市勝倉 3433	警備課	駐屯地当直指令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
通知先	第1施設団長 (古河駐屯地) 古河市上辺見 1195	第3科	施設団当直	0280(32)4141 内線 時間中 231 時間外 631

第10 器具、資材、設備の整備

1 水防資材

水防の必要が予想される区域に水防倉庫、その他の資材等の備蓄所を設け次の基準に示す器具、資材等を逐次整備しておく。

水防倉庫一棟当たり備蓄資材器具基準

品名	単位	数量	摘要	品名	単位	数量	摘要
掛矢	丁	2以上		メガホン	個		必要量
蛸槌	丁	1以上		杭木	本	50以上	長短込み
金槌	丁	1以上		土のう袋	袋	1,000以上	
スコップ	丁	2以上		縄	kg	10以上	
竹とげ鎌	丁	2以上		鉄線	kg	10以上	
照明施設	基		必要量	かすがい	丁	20以上	
斧又は鉞	丁	1以上		むしろ又はシート	枚	50以上	
救命具	着		必要量	竹	本	100以上	伐採先を選定しておく
鋸	丁	1以上					

2 備蓄器具資材

(1) 備蓄資材保有状況は次のとおりである

水 防 備 蓄 資 材 保 有 状 況

団体名	管理責任者	河川名	所在地	備 品 資 材														摘 要	
				水防用舟(舟)	掛矢蛸槌(丁)	スコップ 円ピ (丁)	竹とげ鎌 (丁)	照明灯 (基)	斧鉞 (丁)	救命具 (着)	鋸 (丁)	杭木 (本)	合成 せいの 土のう (袋)	縄 (kg)	鉄線 (kg)	かすがい (丁)	合成 せいの シート (枚)		竹 (本)
古河市	市長	渡良瀬川	古河市宮前町4-52	—	1	24	3	—	3	—	4	—	土のう 1,000	—	—	—	5	—	鎌12、SPパイプ20、 鍬14
〃	〃	〃	〃 新久田675	—	2	12	4	—	4	—	2	丸太 6	土のう 400	—	—	—	2	—	
〃	〃	利根川	〃中田新田 字道下531-1	—	4	10	2	—	1	—	—	丸太 200	土のう 300	—	—	—	2	—	鉄パイプ17
〃	〃	〃	〃 中田 2413地先	—	5	41	3	—	7	—	29	丸太 300	土のう 9,000	2巻	—	—	38	—	鎌3、ハンマー1、 ベニア17、 樋1、タキ12、 SPパイプ500
古河市	市長	利根川	古河市 下大野2454	—	10	91	3	10	3	—	20	29	7,485	1巻	—	—	85	—	鎌4、目通2、 ハンマー4、 唐鍬18、ツルハシ2、 ペンチ1、 丸太12、 SPパイプ1,000

2 資材、器具等を輸送する車両配置一覧は次のとおりとする。

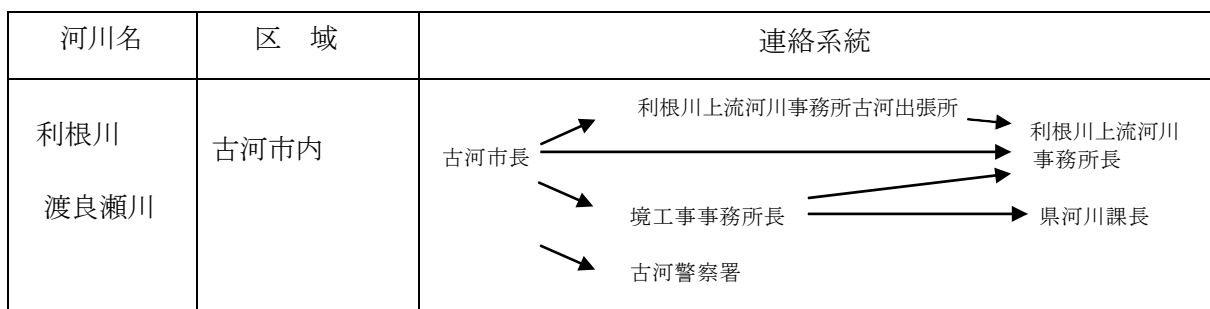
車種	所属	台数	計	所在地
トラック	総和庁舎 古河庁舎 三和庁舎	1台 1台 1台	3台	古河市下大野 2248 番地 古河市長谷町 38 番 18 号 古河市仁連 2065 番地

※ 市有車両のみでは、不足が生じた場合は、関係機関又はレンタカー業者等に対して車両の調達を図る。さらに、不足が生じた場合は、県に依頼する。

第 11 決壊時の処置

1 決壊時の通報（法 25 条）

水防管理者は、堤防等が破堤し又はこれに準ずる事態が発生した場合には、直ちにその旨を利根川上流河川事務所長、境工事事務所長及び氾濫により危険が予想される隣接の水防管理団体に通報する。



2 決壊後の処理（法 26 条）

水防管理者又は消防機関の長は、堤防等の決壊後においても、出来る限り氾濫により被害が拡大しないよう努力する。

第 12 公用負担等

1 権限の行使（法第 28 条）

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため緊急の必要があるときは、水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 車両、その他の運搬用機器又は器具の使用
- (4) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

法第 28 条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者又は消防機関の長及びその委任を受けた者は、次に定める証明書を携行し、必要ある場合は、これを提示する。

公 用 負 担 権 限 委 任 証 明			
第	号		
		所属 氏名	階級
上記の者に を証明する。		区域における水防法第 28 条の権限行使を委任したこと	
平成	年	月	日
水防管理者 古河市長			印

3 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として水防管理者発行の次の命令票を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公 用 負 担 命 令 票			
第	号		
		住所 氏名	
目 的 物 負 担 内 容	種 類 使 用	収 用	員 数 処 分
平成	年	月	日
水防管理者 古河市長			印

4 損失補償

水防管理者は、法第28条に基づき、工作物その他の障害物を処分したときは、損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第13 避難計画

1 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

市は、住民に被害がおよぶおそれがある場合は、住民に対する避難情報の伝達を古河市地域防災計画 地震・風水害対策編 第3章 地震・風水害等応急対策計画 第5節 被害軽減対策の定めるとおり適切に行う。

2 立ち退きの指示（法第29条）

水防管理者は、必要があると認めたときは、古河警察署長及び県災害対策本部と密接な連絡をとり、水防信号、広報車等を利用し、危険区域の居住者に立ち退き又はその準備を指示する。

なお、立ち退きの指示をする場合は、あらかじめ古河警察署長にその旨を通知する。

第14 水防解除

1 解除の周知及び命令

(1) 水防管理者は、河川の水位が氾濫注意水位以下となり、水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命ずるとともに、一般に周知させ、その旨を境工事事務所長に報告する。

(2) 水防管理者は、河川の水位が下降し、危険のおそれなくなったときは、消防団に対し水防活動の終了を命令する。

第15 水防報告

1 緊急報告

水防管理者は、次の場合は速やかに知事に報告する。

(1) 氾濫注意水位に達したとき、又はそれ以外の場合で消防団が出動したとき

(2) 水防作業を開始したとき

(3) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置を行ったとき

(4) 一般被害の生じたとき

2 水防てん末報告

水防管理者は、水防が終結し、水防活動についても終了した後2日以内に次の事項をとりまとめ、水防てん末報告書により境工事事務所長を経由し、知事に報告する。

(1) 気象の状況

(2) 出水、雨量及び水位の状況

(3) 水防団員の出動、終結の時刻及び人員

- (4) 堤防その他の施設等の異常の有無
- (5) 水防作業の状況及びその結果
- (6) 使用水防資材の種類及び員数、経費並びにその消耗分と回収分
- (7) 水防法第 28 条による公用負担下命の種類及び員数
- (8) 応援の状況
- (9) 居住者の出動状況
- (10) 警察、自衛隊援助の状況
- (11) 現場指導員氏名
- (12) 避難立ち退きの状況
- (13) 水防関係者の死傷状況
- (14) 功労者及びその功績について
- (15) 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

第 16 その他

1 水防訓練（法第 35 条）

(1) 水防訓練の実施

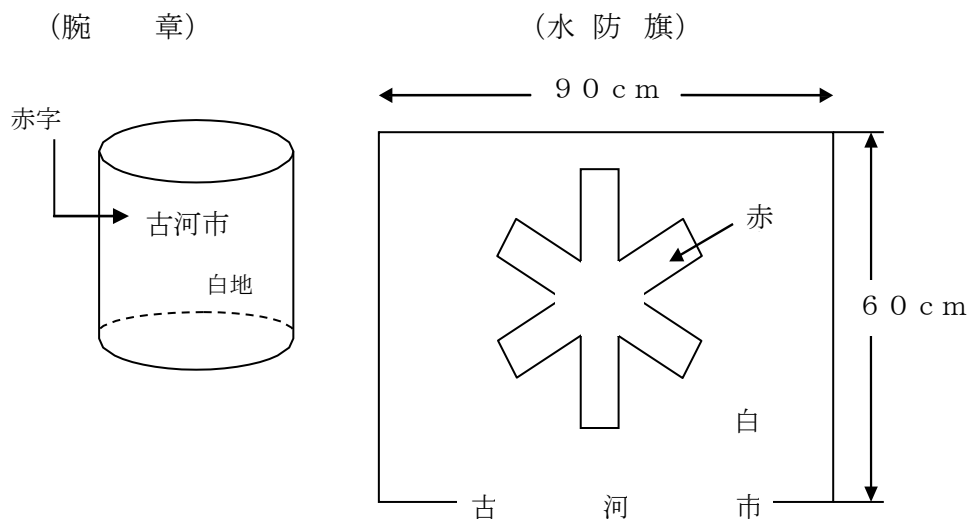
水防作業は夜間悪天候の場合に行なうことが多いので、実施に当たって円滑な作業が出来るよう、次の要領で十分な訓練を行なうとともに、一般住民に対しても水防思想の高揚に努める。

- ア 観測、通報
- イ 動員
- ウ 輸送
- エ 工法、角落し等の操作
- オ 避難、立ち退き

(2) 水防管理者は、年 1 回以上、水防訓練を実施する。

2 腕章及び標識

水防活動に従事する職員の腕章及び法第 18 条（優先通行）による車両の標識は、次のとおりとする。



古河市水防計画
平成 30 年 3 月

発行/茨城県古河市
編集/生活安全部防災交通課